第三章中第十一条の前に次の三条を加える。

（経済連携協定）

第十条の二　法第七条の三第一項ただし書の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。

一　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定

二　経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定

三　経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

四　戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定

五　経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定

六　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定

七　経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定

八　包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定

九　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定

十　日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定

十一　経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定

十二　日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定

十三　経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定

十四　経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）

十五　経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定

十六　環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）

（経済連携協定の規定に基づき経済連携協定の原産品とされるものの確認方法）

第十条の三　法第七条の三第一項ただし書、同条第六項において準用する同条第四項及び法第七条の五第一項第一号に規定する経済連携協定（法第七条の三第一項ただし書に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることの確認は、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第六十一条第一項第二号イ(1)又は(2)（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に掲げる書類（同号ロに規定する場合に該当する場合には、同号ロに掲げる書類を含む。）に記載されている事項により行うものとする。

2　関税法施行令第六十一条第四項本文、第五項、第七項及び第八項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項本文中「締約国原産地証明書、締約国原産品申告書等及び締約国品目証明書」とあるのは「締約国原産地証明書及び締約国原産品申告書等」と、「輸入申告」とあるのは「輸入申告（法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされる物品にあつては当該申請。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（輸入数量の算出に係る政令で定める日）

第十条の四　法第七条の三第一項ただし書及び同条第六項において準用する同条第四項に規定する政令で定める日は、法の別表第一の六の各項に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

2　法第七条の五第一項第一号に規定する政令で定める日は、同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

3　法第七条の六第一項第一号及び第二項ただし書並びに同条第五項において準用する法第七条の三第四項に規定する政令で定める日は、法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

第五条のうち、関税暫定措置法施行令第十三条の改正規定中「当該物品」を「物品」に改め、同令第十四条の改正規定、同令第十八条及び第十八条の二を削る改正規定、同令第十九条の改正規定並びに同条を同令第十八条とする改正規定を次のように改める。

第十四条第一項中「第二十五条第四項の表」の下に「及び別表第一」を加え、「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改め、同項ただし書中「第十九条の三第二号」を「第十九条の八第二項第二号」に改め、同条第三項後段を削り、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「オーストラリア協定」に、「第七条の三第一項ただし書」を「第七条の三第六項において準用する同条第四項」に、「同項ただし書に規定する法第九条の二第一項」を「同項のオーストラリア協定の規定に基づき関税」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項又は前項の場合において、第十条の四第一項に規定する日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第十八条の二を削る。

第十九条第一項中「同表の一三の項」を「法の別表第一の六の一三の項」に、「当該物品」を「物品」に、「当該生きている豚」を「生きている豚」に改め、同条第二項中「計上された月ごとの」を「計上される」に、「において同じ。」を「及び第四項において「統計計上数量」という。」を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これ」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前三項の場合において、第十条の四第三項に規定する日の属する月における法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第二十条の二第一項中「（次項において「統計計上数量」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前二項の場合において、第十条の四第二項に規定する日の属する月における法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。